

手話言語法ニュース

2014年9月3日 No.11

事務局：一般財団法人全日本ろうあ連盟 〒162-0801 新宿区山吹町130 SKビル8F
TEL: 03-3268-8847/FAX: 03-3267-3445

手話言語法制定推進運動本部：委員長 石野富志三郎 事務局 久松三二
条例グループ：責任者 小中栄一・田門浩・川根紀夫
意見書採択請願運動グループ：責任者 長谷川芳弘・中橋道紀・渡辺正夫
教材作りグループ：責任者 西滝憲彦・大杉豊・原田洋行・石橋大吾

意見書運動 ー各地の取り組みー

9月議会に向け、どの地域も夏休み返上で動きました。ここでその一部を紹介します。

【栃木】全自治体へ提出！

7月から8月にかけて、各地域のろう協会や手話サークルの方々と相談し、担当地域を振り分けました。県と25市町村すべての自治体に請願・陳情を提出しました。

【山梨】ろう協会のない地域にも請願を！

日本一人口の少ない町・早川町には、ろう協会がありません。まずは町役場の福祉保健課へ電話をかけ、言語法について説明し、関連資料を送付しました。内容を理解した担当課長が、議会事務局と議会議長へ話をもちかけ、議会事務局との面会の



場を設けてくれたので、言語法請願の必要性を訴え、請願書を提出することができました。

～山梨県聴覚障害者協会・仁科事務局長より～

「説明資料として、意見書マップは全国の動きが分かりやすいので効果大です。ろうの会員がいない地域、サークルもない地域でなぜ言語法が必要なのかを訴えていくのは大変ですが、様々な資料を有効活用し、頑張りましょう！」

【秋田】6月議会を終え、意見書提出100%達成！

意見書陳情を採択した後、県議会をはじめ25市町村すべての議会が意見書を国へ提出しました。

【新潟】100%まであとひとつ！



新潟県の意見書運動は1自治体を残すのみとなりました。その自治体も継続審議中であり、議員の理解を一日も早く得られるよう話し合いを続けていきます。「簡単な手話を覚えようと、一生懸命練習する議員の方達の姿が心に残っています。このように手話に対する理解が広まると良いと感じました。」

(ろうあ新潟 2014年8月1日発行より)

【愛知】近隣の市議員にも協力依頼

請願、陳情、意見書(案)などあらゆる方法で全自治体へ働きかけました。豊根村はろう者が1人もいないため、議員の理解が得られず厳しい状況ですが、近隣の市議員に協力をお願いしています。

【島根】【山口】この夏、短期決戦

学習会を通し言語法の必要性を強く感じた島根は、9月議会までに100%の採択を目指そうと、わずか1ヶ月で離島の隠岐の島町、西ノ島町なども含め全市町村議会へ請願・陳情を提出しました。

山口も、9割の市町村議会へ請願・陳情を提出しました。県議会については自民党本部事務所を訪問し、協力をお願いしています。



【長崎】最後まで諦めない

皆で一致団結し日々奮闘しています。～長崎県ろうあ協会・本村事務局長より～
「支部組織や手話サークルが結成されていない地域は、陳情書で仕方ないと諦めていましたが、“このチャンスを逃す手はない”と議員からの後押しがあり、請願書に差替えて提出しました。理解者が増え、自分達が頑張った成果を目にすると、元気と勇気をもらいます。最後まで諦めずに議員へアプローチします。頑張るぞー！」

【大分】フォーラムにつなげる戦いを

10月13日の手話言語法フォーラムに向け、姫島村を含むすべての市町村議会に提出しました。

意見書採択の追加情報

【東京】	魚沼市	【滋賀】	【岡山】
東久留米市	三条市	滋賀県	矢掛町
【新潟】	津南町	近江八幡市	里庄町
新潟県	【富山】		【香川】
加茂市	小矢部市		香川県

都道府県	34/47	(採択自治体/自治体数)
区	6/23	
市	355/790	
町	216/745	
村	34/183	
区市町村	計611/1,741	
		合計
		645/1,788

2014年8月31日現在 全日本ろうあ連盟本部事務所報告数
※採択100%を目指し、各地より「提出しました！」との報告が届いています。9月議会の結果が楽しみです！

学習会を開催

【福岡】



7月6日に福岡県で手話言語法に関する学習会を開催、70名が参加しました。連盟理事長の石野から請願、陳情の提出手順や地域の状況について説明を受け、関心を深めた参加者たちは、学習会の後、今後の取り組みをどう進めていくか、意見交換を行いました。

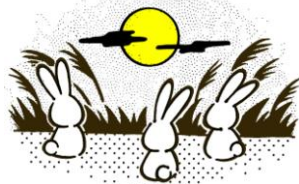
【島根】

8月1日に島根県で開催した学習会では、連盟理事の嶋本が講師を担当、言語法と言語条例の違いを説明しました。参加者からは、「なぜ今手話言語法の制定が必要なのか理解できた。ろう者として『手話を学ぶ』『手話で学ぶ』ことの大切さ、『手話は言語である』ことを社会に広めていく必要性をより強く感じる事ができた。」との声がありました。



【香川】

8月3日に香川県で行った学習会はいいにくの雨でしたが、50名が参加しました。筑波技術大学の杉豊准教授が講師を務め、言語法制定運動について海外3ヶ国の状況から学んだこと、言語法と情報コミュニケーション法の違いなどを解説しました。



条例制定に向けた動き

【福島】

郡山市～手話条例（仮称）第1回検討会開催～

「震災での経験から情報の大切さを感じ、障害は人にあるのではなく、人間と人間の間にある、その見えない障害を取り除くためにも条例が必要」との郡山市の品川萬里市長の考えから、福島県郡山市の手話条例制定へ向けた運動が始まりました。

8月6日に「郡山市手話条例（仮称）第1回検討会」を開催しました。筑波技術大学の杉豊准教授、福島県聴覚障害者協会の小林靖事務局長も委員に加わり、計12名で委員会が構成されています。福島県手話通訳問題研究会会長の清水久美子氏が会長、福島県中小企業家同友会郡山地区ユニバーサル委員長の鈴木英一郎氏が副会長に選出されました。



郡山市手話条例（仮称）検討会

会長、副会長選出の後、

1. 郡山市の手話通訳事業について
2. 全国における手話条例制定の動き及び手話言語法案
3. 郡山市手話条例について
4. 意見交換

について話しました。郡山市の条例には『災害』と『ICT(情報通信技術)』も盛り込むことを話し合いました。



【兵庫】

篠山市～検討委員会開催中～

6月30日に開催した第2回検討委員会では、嘉田真典会長が条例制定後の鳥取県の様子を紹介しました。今まで地域での付き合いがなく孤独を感じていた高齢のろう者が、条例制定後はその地域で手話学習会がスタートしたため、手話を学ぶ住民と交流できるようになりとても喜んでいるという事例を話し、篠山市も市民が手話に触れられる条例にしていきたいと挨拶しました。その後、条文の内容について活発に意見を交換しました。

8月29日には第4回検討委員会を開催し、条例素案をまとめ、条例名について検討しました。

三木市～検討委員会始まる～

兵庫県は三木市でも8月22日に第1回検討委員会を開催しました。篠山市同様、兵庫県聴覚障害者協会の嘉田真典理事が検討委員会の委員長を担当します。

【京都】

城陽市～府内初の条例制定を目指す～

城陽市が制定を目指す『手話言語条例(仮称)』案は、昨年の市議会で議員からの提案があったことがきっかけです。制定に向け、市の保健福祉部長を委員長として条例検討委員会を設置、市の全部局の次長級職員が条例制定にあたっての理念や施策を協議しました。当事者団体からも意見聴取を行い、条例案の作成を進めています。連盟副理事長の長谷川も出席しています。

出野一成副市長は、言語としての手話の重要性を共通認識として、講習会の開催など市民の皆さんが手話をするような機会を増やしたい。」と期待しています。

【事務局情報】

条例のモデル案が欲しいとの要望の声が多く、運動本部でポイントを整理し、HPへ掲載しました。ぜひ参考に見てみて下さいね。

言語法 URL → <http://www.jfd.or.jp/sgh>